地方独立行政法人京都市產業技術研究所役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所(以下「法人」という。)の 役員の報酬、退職手当及び旅費(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるも のとする。

(報酬の種類)

- 第2条 理事長,副理事長及び理事(以下「理事長等」という。)の報酬は,給料,通勤手 当及び期末手当とする。
- 2 監事の報酬は、監事手当及び通勤手当とする。

(常勤の理事長等の報酬)

- 第3条 常勤の理事長等の給料月額は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。
 - (1) 理事長 745,000円
 - (2) 副理事長 655,600円
 - (3) 理事 596,000円
- 2 前項に規定するもののほか、常勤の理事長等の給料については、職員(地方独立行政 法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「給与規程」という。)第1条に規定する 職員をいう。以下同じ。)の例により支給する。
- 3 常勤の理事長等の通勤手当については、職員の例により支給する。
- 4 常勤の理事長等の期末手当については、職員の例により支給する。ただし、給与規程第22条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の162.5」とし、 算定基礎額は、それぞれ6月1日及び12月1日において常勤の理事長等が受けるべき 給料月額に、給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

(非常勤の理事長等の報酬)

- 第4条 非常勤の理事長等の給料月額は、前条第1項各号に掲げる区分に応じて、当該各 号に定める額の5分の1に相当する額に週の勤務日数を乗じて得た額を上限として理事 長が個別に定める額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、非常勤の理事長等の給料については、前条第2項を準用する。この場合において、前条第2項中「常勤の理事長等」とあるのは「非常勤の理事 長等」と読み替えるものとする。

- 3 非常勤の理事長等の通勤手当については、有期契約職員の例により支給する。
- 4 非常勤の理事長等の期末手当については、前条第4項を準用する。この場合において、 前条第4項中「常勤の理事長等」とあるのは「非常勤の理事長等」と読み替えるものと する。

(監事の報酬)

- 第5条 監事手当の額は、日額30、000円とする。
- 2 監事の通勤手当については、有期契約職員の例により支給する。
- 3 監事の報酬は、業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(職員を兼務する役員の報酬)

- 第6条 職員を兼務する役員には、役員の報酬を支給しない。ただし、副理事長又は理事 が職員を兼ねる場合には、役員手当を支給する。
- 2 役員手当の額は、次に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 副理事長 月額27,600円
 - (2) 理事 月額25,000円
- 3 前項に規定するもののほか、役員手当の支給については、職員の管理職手当の例による。
- 4 職員を兼務する役員には、給与規程により職員に対する給与を支給する。

(退職手当)

第7条 役員に対する退職手当は支給しない。ただし、職員を兼務する役員には、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員退職手当支給規程により職員に対する退職手当を支給する。

(役員の旅費)

- 第8条 役員の旅費は、役員を地方独立行政法人京都市産業技術研究所旅費規程(以下「旅費規程」という。)別表に規定する特級として、同規程により旅費を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する役員が、職員としての職務を遂行するため に旅行するときは、旅費規程により職員に対する旅費を支給する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成26年4月1日決定)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月24日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所役員報酬等規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成26年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第3条第4項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産 業技術研究所役員報酬等規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の 規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成28年6月28日決定)

(施行期日)

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所役員報酬等規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成30年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成30年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第3条第4項の規

定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の185」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産 業技術研究所役員報酬等規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の 規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月25日決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月26日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所役員報酬等規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和元年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和元年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第3条第4項の規定 の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」 とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産 業技術研究所役員報酬等規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の 規定による期末手当の内払とみなす。

附則

この規定は令和2年12月1日から施行する。

附則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和3年12月1日から施行する。

附則

この規定は令和4年4月1日から施行する。